



住宅防音工事の制度について

Q. 住宅防音工事の内容を教えてください。

A. 住宅が所在する区域により異なりますが、天井や壁を防音仕様に改造し、防音サッシやエアコン、換気扇などの取付を行う防音工事と、防音工事の完了から10年以上が経過し、防音サッシやエアコン、換気扇などが機能低下(防音サッシのハンドルの破損や開閉不良、エアコンの故障など)している住宅を対象に防音サッシ等の取替を行う機能復旧工事があります。

詳しくは、南関東防衛局のWebサイトの「飛行場周辺の住宅防音工事関連」ページの「住宅防音工事のあらまし」をご覧ください。
(東京都町田市にお住まいの方は、北関東防衛局のWebサイトをご覧ください。)

北関東防衛局



あらまし



希望届



Q. 経過措置とはなんですか。

A. 経過措置とは、住宅防音工事の対象区域の解除告示の日から1年6か月の周知期間を言います。区域の見直しにより、現在、防音工事の対象となっている住宅(平成18年1月17日までに建築された住宅)が区域から外れた場合、経過措置の期間に工事希望届を提出いただければ、従来の工法で防音工事又は機能復旧工事を実施することができます。

Q. 新区域と解除区域の防音工事の内容について、教えてください。

A. 新区域の住宅については、新たな工法(家屋全体を工事の対象とする外郭防音工事)による防音工事の対象となります。解除区域の住宅については、経過措置の期間に希望届を提出いただければ、従来の工法*により防音工事を実施することができます。

*住宅が所在する区域により工事内容が異なります。詳しくは、南関東防衛局のWebサイトの「飛行場周辺の住宅防音工事関連」ページの「住宅防音工事のあらまし」をご覧ください。



Q. 新区域と解除区域の機能復旧工事の内容について、教えてください。

A. 新区域の住宅については、対象となる住宅を従来の工法*の防音サッシ等から新たな工法(家屋全体を工事の対象とする外郭防音工事)により防音サッシ等を取り替えます。

解除区域の住宅については、経過措置の期間内に対象となる住宅を従来の工法*により防音サッシ等を取り替えます。

*住宅が所在する区域により工事内容が異なります。詳しくは、南関東防衛局のWebサイトの「飛行場周辺の住宅防音工事関連」ページの「住宅防音工事のあらまし」をご覧ください。



業者について

Q. 工事請負業者が頻繁に訪問してくるのですが、国から依頼しているのでしょうか。

A. 住宅防音事業は、住宅の所有者又は居住者の方が実施する補助事業になります。そのため、工事請負業者等は住宅の所有者又は居住者の方が選ぶことになりますので、国(南関東防衛局又は北関東防衛局)から勧誘を依頼することはありませんし、工事請負業者等を斡旋することはありませんので、ご注意ください。

Q. 設計事務所や工事請負業者は、紹介してもらえるのですか。

A. 国(南関東防衛局又は北関東防衛局)では、設計事務所や工事請負業者を指定、斡旋することはありません。設計事務所や工事請負業者は、皆様方ご本人の責任において選んでいただきます。

なお、住宅防音工事を円滑に実施するための参考資料として、住宅防音工事の設計・監理を実施した設計事務所と、工事を実施した工事請負業者の情報を、許可を得た上で、南関東防衛局のWebサイトに掲載していますので、参考にして下さい。

業者情報



区域見直しについて

Q. 航空機が飛行しているのに、何故、対象区域(第一種区域)が縮小するのですか。

A. 厚木飛行場については、平成18年の対象区域(第一種区域)の指定の後、米海軍空母艦載機部隊の岩国飛行場への移駐の完了(平成30年3月)などにより、騒音状況が変化しているため、対象区域を騒音の実態に即したものに見直すこととしました。

Q. 騒音度調査の内容を教えてください。

A. 騒音度調査は、対象区域の基となる騒音コンターを作成する調査で、これは、関係規則を踏まえ、自衛隊機等特性も考慮の上、実施しているものです。令和4年から令和6年にかけて、外部の機関に委託して実施しました。

具体的な内容は、機種毎の航空機騒音の測定データを得るための現地調査、機種毎の1年間の飛行回数等のデータ整理、機種毎の標準的な飛行経路のデータ整理、機種毎の地上騒音(誘導路上を移動する際に発生する騒音、エンジン試運転による騒音等)の音源位置や継続時間等のデータ整理等を実施し、騒音コンターを作成するものです。

今回の調査の対象機種は、厚木飛行場で離着陸等や時折飛来する航空機(P-1、P-3C、SH-60、FA-18など)です。

詳しくは、南関東防衛局のWebサイトをご覧ください。

Webサイト



区域の解除と指定について

Q. いつ対象区域(第一種区域等)が解除されますか。

A. 令和9年秋頃に適用(解除)となる見込みです。

なお、今後の作業状況により日程は前後することがあります。

詳細が決まりましたら、南関東防衛局及び北関東防衛局のWebサイトなどでお知らせします。

Q. 新しい対象区域(第一種区域)は、いつ指定されますか。

A. 令和9年秋頃に適用(指定)となる見込みです。

なお、今後の作業状況により日程は前後することがあります。

詳細が決まりましたら、南関東防衛局及び北関東防衛局のWebサイトなどでお知らせします。

Webサイト



住宅防音工事の希望届の提出について

Q. 解除される対象区域(第一種区域)で防音工事の補助を受けるには、いつまでに希望届を提出しないとダメですか。

A. 解除される対象区域(第一種区域)で、防音工事及び機能復旧工事(エアコン、防音サッシ)を希望される場合は、令和9年秋頃(解除の適用日)までに希望届を提出する必要があります。

なお、今後の作業状況により日程は前後することがあります。

詳細が決まりましたら、南関東防衛局及び北関東防衛局のWebサイトなどでお知らせします。

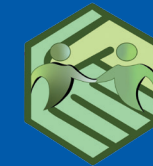
希望届



Q. 新区域で防音工事の補助を受けるにはいつから希望届を提出することが出来ますか。

A. 新たな区域の適用日(令和9年秋頃を予定)から防音工事が出来るよう希望届を受付開始予定です。今後、受付開始が決まり次第、南関東防衛局のWebサイトやリーフレット等でお知らせします。

Webサイト

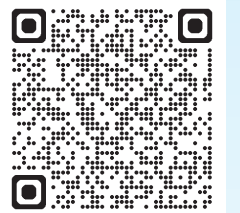


厚木飛行場周辺の

住宅防音工事対象区域等の見直しについて



騒音度調査の結果をとりまとめたことからお知らせします。詳しい情報は、南関東防衛局のWebサイトにおいて公表しています▶



経緯

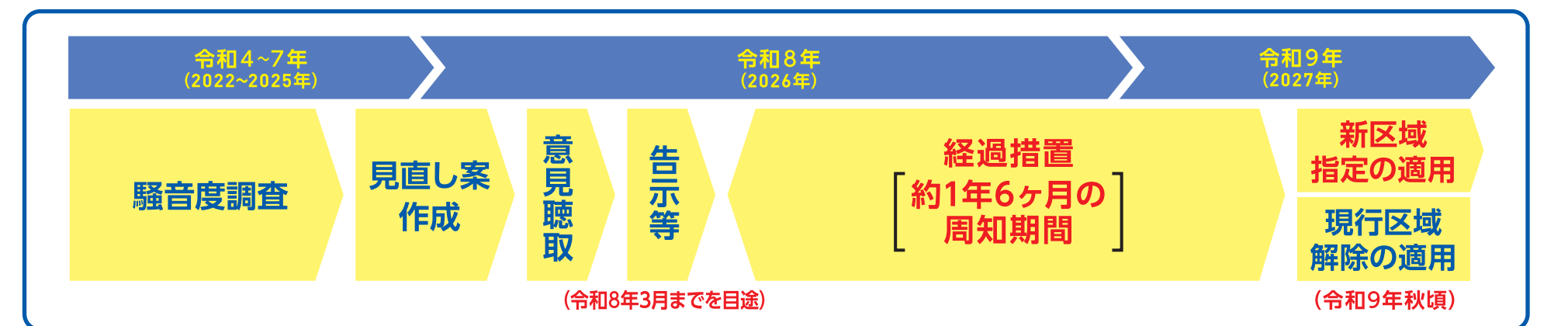
南関東防衛局では、飛行場周辺の航空機等の騒音の影響を受けている方々に対して、住宅に対する防音工事の助成などを行っています。厚木飛行場については、米海軍空母艦載機部隊の岩国飛行場への移駐完了(平成30年3月)などにより、現行の区域を指定した当時(平成18年1月)と比べて騒音状況が変化しています。そのため、厚木飛行場に係る騒音度調査を令和4年から令和6年にかけて実施しました。

お断り

このパンフレットは、住宅防音工事対象区域等の見直しについて知っていただくため、対象となる区域内に配布しているものですが、配布を受けたすべての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。

住宅防音工事対象区域等の見直しについて

現在、南関東防衛局では、厚木飛行場周辺における住宅防音工事対象区域(第一種区域)、移転措置事業対象区域(第二種区域)、放送受信事業の助成対象区域の見直しを進めています。今後、騒音度調査の結果(騒音コンター)を基に、対象区域の見直し案を作成し、関係自治体から意見聴取を行うなど所要の手続きを経た上で、告示等により、現行区域の解除、新たな区域の指定をする予定(適用日は、令和9年秋頃を予定)です。防衛省としては、厚木飛行場周辺における航空機等の騒音の軽減は重要な課題であり、真に騒音の被害を受けている方々に対して実効的な施策を講ずるべく、適切に対応してまいります。



詳細はこちらの特設ページで▶



お問い合わせはコールセンターへ
0570-00-6000

防衛省 南関東防衛局コールセンター

通話料は発信者の方のご負担となりますのでご了承ください。(契約している電話機の通信プランにより通話料は異なります)

受付時間
9:00~19:00
月曜~土曜
[祝日・年末年始
(12/29~1/3)を除く]

調査結果の概要

■住宅防音工事対象区域(第一種区域)

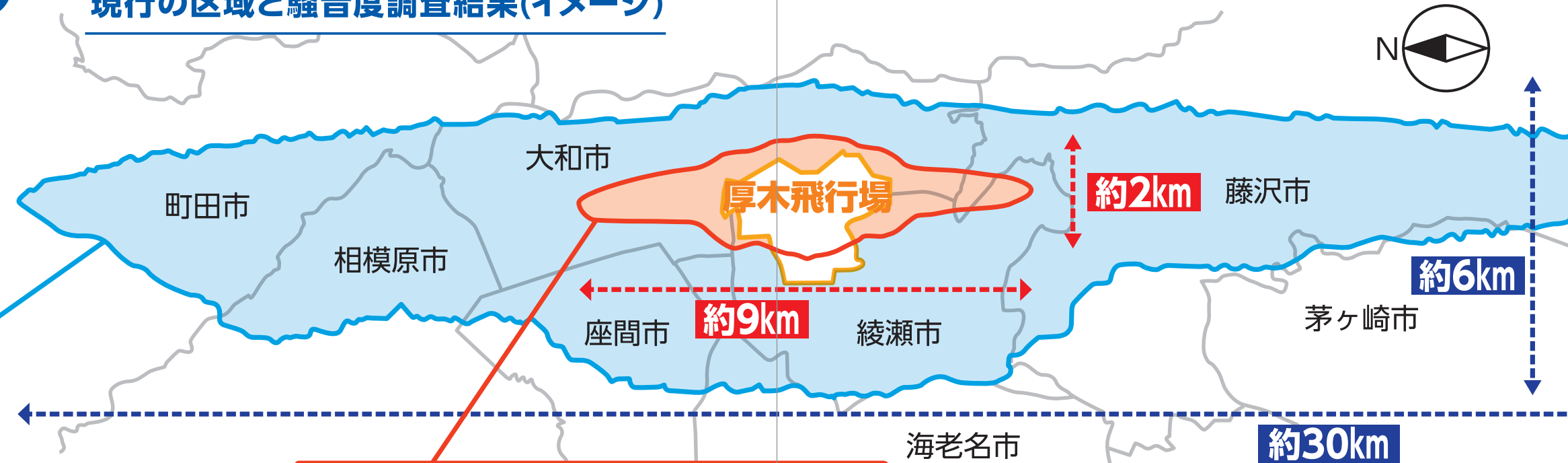
住宅防音工事とは…

防衛省では、航空機騒音による障害を軽減するため、一定の区域に所在する住宅を対象として、防音工事^{※1}や機能復旧工事^{※2}に必要な経費の助成を行っています。

※1 防音サッシ、換気扇やエアコンの設置等(エアコンについては、防音工事を希望する部屋に既に設置されている場合は対象外です。)

※2 防音工事により設置された防音サッシ、エアコン、換気扇などが工事完了から10年以上が経過し機能低下している場合に取替。

現行の区域と騒音度調査結果(イメージ)



現行の区域(解除を予定している区域)

- 現行の区域の解除(廃止)に当たっては、経過措置として、**約1年6ヵ月の周知期間(令和9年秋頃までを予定)**を設けます。
- この期間に希望届をご提出いただいた場合は、区域解除後であっても従来の工事内容で防音工事を実施します。
- 現在、**対象となっている住宅は、「平成18年1月17日まで」に建築された住宅**です。

現在の対象区域図は、南関東防衛局のWebサイトをご覧ください。▶

現行の区域



Lden62デシベル騒音コンター(騒音度調査結果)

- 今回の区域見直しは、現行の区域をすべて解除(廃止)し、新たな区域を指定する「**指定再告示方式**」を採用します。
- 「指定再告示方式」により、新たな区域内に所在し、**新たな区域の適用日(令和9年秋頃を予定)までに建築された住宅をすべて防音工事の対象**とします。
- 新たな区域内で補助対象となるすべての住宅において、家屋全体を防音工事の対象とする「**外郭防音工事(ペアガラスの採用など)**」で実施します。
- 新たな区域の適用日(令和9年秋頃を予定)から**防音工事ができるよう**希望届の受付を開始予定**です。今後、受付開始時期が決まり次第、南関東防衛局のwebサイトやリーフレット等でお知らせします。

- Lden62デシベル騒音コンターの範囲は、米海軍空母艦載機部隊移駐等の影響により、平成18年1月に告示した現行の第一種区域と比べて、南北が約30kmから約9kmへ減少、東西が約6kmから約2kmに減少、面積は、約10,500haから約700haへ縮小。
- Lden62デシベル騒音コンターは大和市、綾瀬市及び藤沢市の一部に所在。

調査結果



webサイト



よくあるご質問



あらまし



希望届

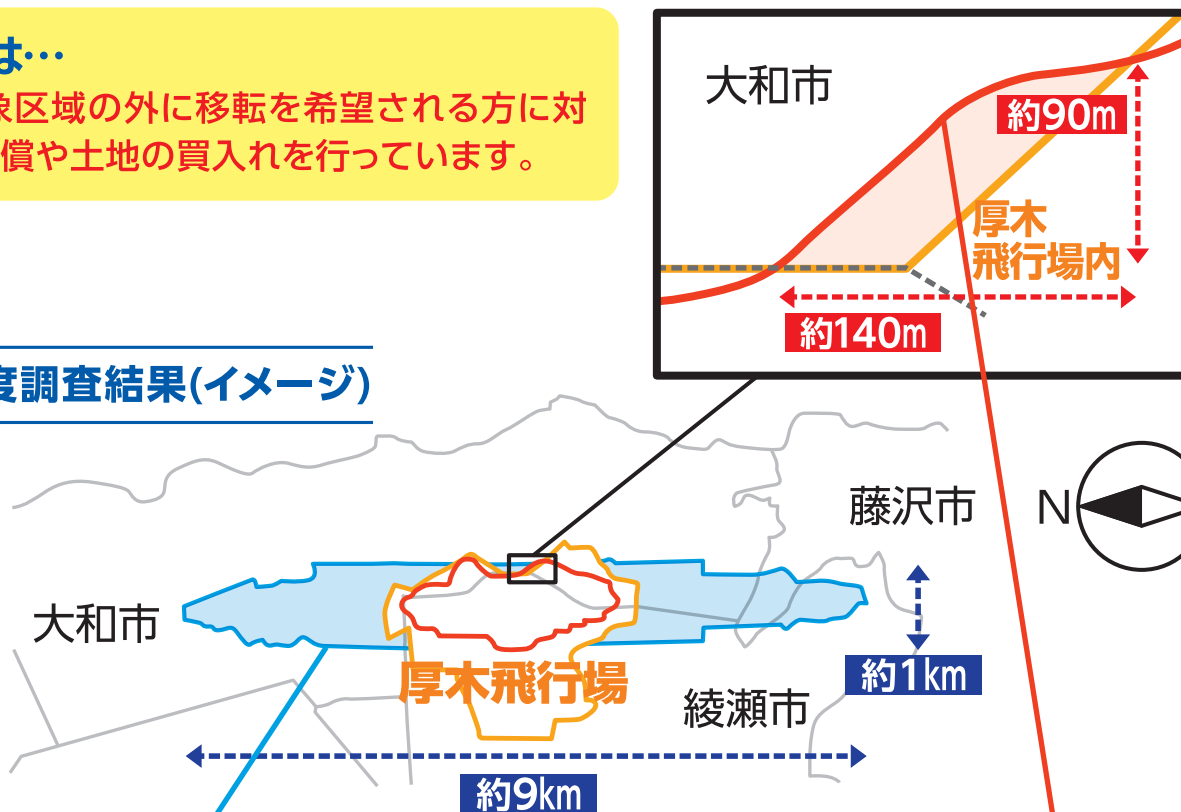


■移転措置事業対象区域(第二種区域)

移転措置事業とは…

防衛省では、移転対象区域の外に移転を希望される方に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行っています。

現行の区域と騒音度調査結果(イメージ)



現行の区域(解除を予定している区域)

- 現行の区域の解除(廃止)に当たっては、経過措置として、**約1年6ヵ月の周知期間(令和9年秋頃までを予定)**を設けます。
- この期間に希望届をご提出いただいた場合は、区域解除後であっても従来どおりの建物等の移転補償や土地の買入れを実施します。

- Lden73デシベル騒音コンターの範囲は、第一種区域と同様に米海軍空母艦載機部隊移駐の影響により、平成18年1月に告示した現行の第二種区域と比べて、南北約9km、東西約1kmから南北約140m、東西約90mへ減少、面積は、約460haから約0.5haへ縮小。
- Lden73デシベル騒音コンターは、大和市の一部のみに存在。

調査結果



Lden73デシベル騒音コンター(騒音度調査結果)

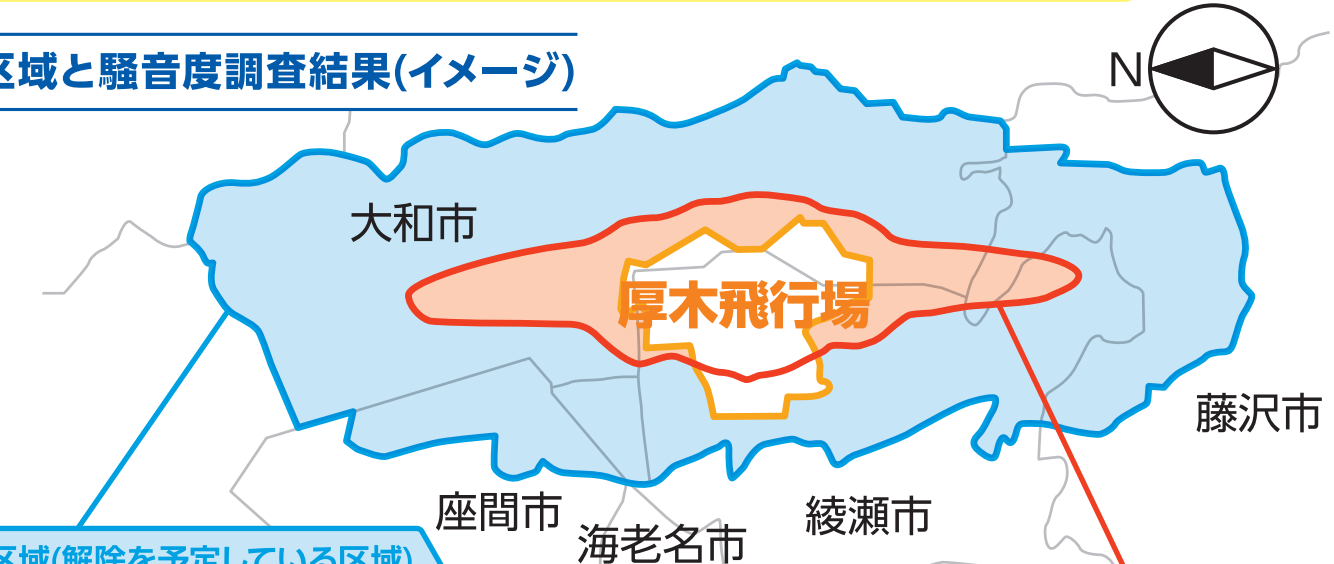
- 今回の区域見直しは、現行の区域をすべて解除(廃止)し、新たな区域を指定する「**指定再告示方式**」を採用します。
- 「指定再告示方式」により、**新たな区域内に所在し、新たな区域の適用日(令和9年秋頃を予定)までに建築された建物等が移転補償等の対象**となります。

■放送受信事業の助成対象区域

放送受信事業とは…

防衛省では、航空機騒音による聴取障害への対応として、NHK放送受信料の半額相当の補助を行っています。(住宅防音工事を実施済の方は対象外)

現行の区域と騒音度調査結果(イメージ)



現行の区域(解除を予定している区域)

- 現行の区域の解除(廃止)に当たっては、経過措置として、**約1年6ヵ月の周知期間(令和9年秋頃までを予定)**を設けて、**現行の助成対象区域による補助を継続します。**
- 現在、**対象となっている方は、「平成30年3月31日までに区域内に転入し、住宅防音工事を実施していない方」**です。

Lden62デシベル騒音コンター(騒音度調査結果)

- 住宅防音工事対象区域の見直しに併せて、現行の区域をすべて解除(廃止)し、**新たな住宅防音工事対象区域と同じ区域に見直すこととしています。**
 - 新たな区域内に所在し、新たな区域の適用日(令和9年秋頃を予定)において、住居に設置した受信機に係る放送受信契約を締結している方が対象[※]となります。
- ※新たな区域の適用日(令和9年秋頃を予定)以降に新たな区域に転入された放送受信契約者、新たな区域に所在し、住宅防音工事を実施した場合は対象外

webサイト



よくあるご質問

